

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

○安住委員長 この際、階猛君から関連質疑の申出があります。長妻君の持ち時間の範囲内でこれを許します。階猛君。

○階委員 立憲民主党の階猛です。
本日は、三十分間の時間を使いまして、物価高と百三十万円の壁についてお尋ねしていきたいと思います。

建設的な議論を行つていきたいと思ひますので、是非總理にも簡潔、明瞭な答弁をお願いしたいと思います。

早速、パネル一を御覧になつてください。「進行する「生活直撃インフレ」と題しましたけれども、二〇二〇年頃を境にして、生活に欠かせない食料やエネルギーの値段が上がり始めました。最近は生鮮食品の値段も急上昇して、生活を直撃しています。

多くの国民は、こうした生活必需品の値段を下げほしいと願つてゐると思ひます。一方で、政府は、昨年来、巨額の補正予算そして今回の本予算によつて支出を増やしたり、ある

いは日銀は、二年で達成するはずだった二%の物価安定目標がいまだ達成されないとして、金融緩和を続けています。これは、経済全体の需要を増やし、物価を押し上げる要因になります。しかし、ながら、政府は一方で物価高対策を続けると言い、日銀は先週も、金利を引き上げて物価を抑えようともしています。

一般的の國民からすると、政府と日銀は物価を上げたいのか下げるのか分からぬと思ひます。一体どちらを目指しているのか、總理と日銀總裁から簡潔、明瞭にお答えいただきたいと思います。

○植田参考人 私ども日本銀行は、二%の物価安定の目標の下で、その持続的、安定的な実現という観点から金融政策を運営しております。

現在、物価上昇率は、委員御指摘のように、二%を上回つて推移しております。これは、これも委員御指摘のように、食料やエネルギー価格の上昇といつたコストプレッシャー要因による面が大きいと思つております。もちろん、これが國民に多大な負担をおかけしているということは認識しておりますが、私どもは、このインフレの部分は年央、年末にかけて低下していくというふうに考えております。

他方、私どもが目指していますのは、賃金のしつかりとした上昇を伴いつつ物価が緩やかに上昇する姿でございます。そのため、現時点では、基調的な物価上昇率が二%に向けて徐々に高まつていくよう、緩和的な金融緩和を維持することを通じて経済活動をサポートすることが必要と考えております。

基調的な物価上昇率については、今のところまだ二%を少し下回つてゐるということで、こういう考え方でございます。

その上で、昨年来、経済、物価情勢を点検しながら緩和度合いを調整してきていたところでござります。

○石破内閣総理大臣 安定した物価の上昇というものは必要だと思つております。

しかしながら、安定して物価が上昇しながら、それを上回る賃金上昇というのも併せて実現していかなければなりません。物価が下落し続けるというデフレの状況は決して好ましいものではなかつたというふうに私は思つております。

○階委員 安定したという枕言葉はつきますが、どうも、結局、物価上昇を目指しているわけですね。これが果たして國民感覚に合致するのかどうかということで、パネル二をお願いします。

これは、「円安が物価を押し上げ」という表題をつけております。物価を押し上げている大きな要因は円安であるとかねがね申し上げてきました。二〇二〇年を一〇〇とした上昇の度合いを見ますと、気候変動やウクライナ戦争もあって、青い線の輸入物価が二五%弱上昇。ただし、これは、ドルなどの輸入元の通貨で見た場合です。円安によって、日本が輸入するときに支払う価格は緑の線で、六三%も上昇しました。その結果、赤い線の消費者物価指数は、生鮮食品を除いても約一〇%上昇してゐます。特に、二〇二二年頃からは、海外価格が上がるときは円安で国内価格は一段と上昇し、海外価格が下がるときは円安が国内価格を

高止まりさせているわけです。

円安・ドル高は、米国から見ると、自国の輸出産業にとつて不利なことであつて、是非はともかく米国第一を主張しているトランプ政権も、これは変えたいと思っているんじやないかと私は考えます。今が円安の流れを変えるチャンスです。政府と日銀は、やれることは何でもやるという姿勢で、円安を是正する努力をすべきではないでしょうか。

円安を是正する方策について、前回この委員会で石破総理に尋ねましたけれども、そのときの総理の答弁は、過去、円高のは是正に向けた努力をずっとしてきたんだという昔話でした。これでは意味がありませんので、まず日銀に、ちゃんと円安を是正する努力、聞きたいと思います。そして、もし総理から意味のある答弁があるのであれば、補足していただきたいと思います。

○植田参考人 私どもは、金融政策運営に当たつて、為替レートを特定の水準に誘導するというような政策はしてございません。ただし、為替レートの変動がインフレ率に様々な影響を与えるということは十分認識してございます。

そういう認識も踏まえた上で、一%の物価安定目標の持続的、安定的な実現という観点から、適切に政策を運営してまいりたいと考えております。

○石破内閣総理大臣 金融政策は為替の誘導を目的としたとしておりません。そのことは階委員よく御案内のとおりでございます。

私どもとして、日銀とよく協調、連携をしながらやってまいりますが、安定的なという枕言葉が

つきますが、物価上昇は必要なものだと思っております。物価が安くてもうれしいなということが一時的にはございましても、それがデフレという恐ろしいものが長期化したということの反省は私どもは持たねばならないと思います。

○階委員 私どもも、別にデフレをよしとするわけではありません、プラス領域でいいと思っております。ただ、その上で、先ほど来申し上げている円安による物価の行き過ぎ、これは何とかしなくちゃいけないんだという思いで質問していまし

た。
日銀総裁からは、私もよく重々承知しております。物価に影響を及ぼすというようなお話をありました。それはそうなんですけれども、これから、円安を止めようと思えば、日銀が金融政策を正常化していくことが必要になってくると思います。

ただ、金融政策を正常化できるのかどうか、金融市場は実は懐疑的に見ているような気がします。と申しますのも、日銀が金融政策を正常化する、すなわち利上げをすればするほど、借金だらけの政府の利払いが厳しくなります。また、日本銀行の財務内容が悪化するため、日銀は自らの首を絞めるようなことはできないのではないかというふうに金融市場に見限られているような気がするんですが、日銀総裁、この点についてどうお考えになりますか。

○植田参考人 私ども、先行きの政策運営につい

て、経済、物価の私どもの見通しが実現していくとしますと、それに応じて引き続き政策金利を引き上げ、金融緩和度合いを調整していくという考え方は明確に示しております。こうした日本銀行の考え方はマーケットにもしっかりと伝わっていると考えております。

私どもの政策の目的はあくまでも物価の安定でありまして、これが、政府による財政資金の調達支援や日本銀行の財務への配慮のために、必要な政策の遂行が妨げられることはないと考えております。

○階委員 今、最後の方で日銀総裁からは、日銀の財務の内容によって金融政策の遂行が妨げられることはないというような答弁がありました。これに関して、パネルの三を見ていただきたいと思います。

これは、昨年の暮れ、日銀が異次元金融緩和以来続いてきた超低金利と国債の大量保有を見直して金融政策を正常化していく場合、日銀の収益と自己資本にどのような影響が及ぶかという試算を出したわけです。私はこれを見て、二つのことがちょっと欠けていると思いました。一つは、試算の前提である国債保有の減額のペースが遅いということ、もう一つは、試算の前提として、年間一兆円を上回るETFの分配金を、今後もずっと入ってくるということを当てにしている、この二つが問題だと思って、こうしたことをちゃんと加味した上の試算というものを出し直してほしいとお願いしたところ、このパネルの三が出てきたわけです。

ちょっと御説明しますと、ブルーの面積というか図形の部分が、ブルーのシャドーがかかつていいたぐと、収益的には一時落ち込むのですが、右側の自己資本、ゼロという横のラインがありますけれども、御覧になつていただけるとおり、ゼロを下回ることはないんですね。ということはどういうことか。すなわち、債務超過になることはないという試算になつています。

ところが、私が出し直してもらつた試算、これが赤の実線や点線の部分です。下の方に行つてある線を見ると、債務超過、一番最悪のときで六兆円程度の債務超過になる。これはETFを処分した、その結果です。処分したというか、売り切るというわけではなくて、配当金をずっと日銀がもらひ続ける、そういう前提をなくすると、これだけの債務超過になるわけです。

やはり、それを考へると、ETFはずっと持ち��けてしまってはいかと思うのですが、先ほど城井委員からも説明があつたとおり、我々は、ETFは本来、日銀が異次元金融緩和を終えたならば速やかに政府なりに移管して、国民のために還元すべきものだというふうに考へております。先ほど日銀総裁がおつしやつたように、ちゃんと日銀の財務内容とかを勘案せずに金融政策を正常化していくと、政府に移管して、国民のために使うといふことを考へるべきだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○植田参考人 委員が想定されましたような厳し

いケースを念頭に置き、さらに、ETFの分配金を日本銀行は受け取らないという場合には、その部分、日本銀行の収益は下振れ、場合によつては自己資本がマイナスになるというケースもあり得るという計算結果でございます。

ただ、申し上げたいのは、その場合でも、時間がたてば自己資本は元に戻つてくるという姿であるということと、自己資本がマイナスの間でも正常なオペレーション、金融政策のオペレーションは続けることができる。

ただし、中央銀行の財務リスクに注目が当たつて、金融政策をめぐる無用の混乱が生じる場合には、そのことが日本銀行に対する信認の低下につながるリスクがござります。

そういうことで、引き続き、私どもとしては、財務の健全性にも留意しつつ、適切な政策運営に努めてまいりたいと考へております。（階委員「ETFはどうするんですか」と呼ぶ）財務の健全性に留意しつつ、適切な政策運営に努めてまいるということをございます。

○階委員 ETFは持ち続けるんですか、そうすると。そこだけ、結論をお願いします。

○植田参考人 私ども保有のETFについてどう

するかについては、以前より申し上げてございましたように、時間をかけてその方法を決めたいといふふうに考へているところでございます。

○階委員 ETFを日銀が買うというのは、ほかの中央銀行ではあり得ないことですよ。三十七兆円の簿価、時価は七十兆円以上、これだけのものを買い込んだ結果、確かに日銀は財産が増えまし

たけれども、国民は、本来もつと低い値段で株が買ったかもしれないのにその機会を奪われたり、あるいは、そもそも超低金利が続いた結果、預貯金の利息収入がうんと減つたりしているわけです。だからこそ、我々は、日銀がため込むんじやなくて国民に還元するということをやるべきだということを言つておられるわけです。

やはり、最後の話を聞くと、日銀の財務の健全性に留意しつつとおつしやつていましたから、日銀第一なんですよ。それはおかしいということを指摘しておきます。

日銀総裁、ここまで結構です。ありがとうございます。

○安住委員長 では、総裁、御退席して結構ですよ。

○階委員 では、次に、賃金上昇がある程度進んできたわけですね。パネル二に戻つてください。最低賃金の引上げ、この間進んできたことで、パート労働者は、実は物価を上回る賃金上昇です。一般労働者の賃金は、上昇はしていますけれども物価上昇には追いついていない。収益力の低い中小企業などが大幅な賃上げが難しいからだと考えています。

第二次安倍政権が発足した二〇一三年度から、政府は、賃上げした企業の法人税を減税する租税特別措置、いわゆる租特を導入しています。この制度は順次拡充などもして、昨年度は減税額が七千億円以上に上るというふうに報道されています。しかし、減税の恩恵をより多く受けるのは、収益力が高くて法人税をたくさん納めているような企

業です。そのような企業は、減税がなくても、最近の人手不足の中では人材確保のために自分の意思で賃上げを進めるはずです。そこに七千億円以上の減税をするよりも、収益力が低くて賃上げに苦しんでいるようなところにお金を回す、そういう仕組みをつくるべきです。

資料の五ページ、お手元にあると思います。委員の方々は御覧になつてください。パネルはありません。

立憲民主党の方では、かねてから、社会保険料事業者負担軽減法案というものを国会に出してきました。これは、中小企業が正規雇用を増やした、その場合に発生する社会保険料の事業者負担の半分を十年間国が補填するというものです。法人税の減税と異なって、赤字企業でも恩恵があります。財政負担も、先ほど城井委員の資料にもありましたが、初年度は二百数十億円の予算で足ります。

貴重な法人税を費用対効果が疑わしくなる賃上げ促進税制に充てるのでではなくて、社会保険料の負担を軽減することで、収益力が低い中小企業などが正規社員を増やして生産性を高め、賃金を上げやすくなる方法が合理的ではないかと思います。総理、いかがでしょうか。

○安住委員長 では、武藤経済産業大臣、端的に。○武藤国務大臣 階議員のいわゆる疑惑、疑問といふんですか、よく理解するところですけれども、経産省としまして、賃上げについての、ちょっとだけお話をさせていただきます。短くします。

賃上げそのものが、税制の導入のみの効果を定量的にお示しすることは確かに難しいとは思いま

すが、賃上げ促進税制は企業が実際に賃上げを行った場合に適用を受けられる税制で、先生御承知のとおりで、令和四年度においては、大企業、中小企業、これは幅広く二十万社を超える企業が適用を受けております。

経産省においても、過去にアンケートを行つた調査によれば、中小企業も含めて六割以上の企業が、本税制が賃上げの引き上げを後押ししたということを回答しているところであります。

三十三年ぶりの高水準の賃上げに一定程度寄与しているということは、御報告させていただきたいと思います。

○石破内閣総理大臣 賃金上昇が定着するというところまでは、この税制は続けていく必要があると私は思っております。まだこれが定着というふうに判断するに至つておりません。

ただ、それをいつまでも税制で見ていくということには限界があることは承知をいたしております。

○階委員 いつまでもやるものではないというお話をそのとおりなんですが、もうその時期に来ているのではないでしようか。むしろ、費用対効果を考えたら、我々が提案している中小企業の社会保険料負担を軽減するようなことによって、正社員を増やし、生産性を高め、中小企業が賃金を上げられるようになります。そっちの方向にかじを切るべきだということを改めて申し上げます。

次の質問に移りたいと思います。

パネルの六を御覧になつてください。これは各種の年収の壁と本人の手取りに与える影響をまと

めたものです。

我が党がかねてから主張してきたとおり、最も手取りが減るのが百三十万円の壁で、これを越えると扶養から外れ、本人が国民年金や国民健康保険の保険料を払わなくてはなりません。これを避けるため、働き控えが生じます。しかも、先ほど述べたように、最低賃金が上昇する中、労働時間がそれほど多くなくとも年収が百三十万円に達するようになつてきました。その結果、働き控えが増え、人手不足に拍車がかかっています。

人手不足が進めば、本来提供できる物やサービスが提供できなくなります。つまり、需要に比べて供給が少なくなるので、物価が上がりやすくなるのではないかでしようか。総理、お答えください。

○石破内閣総理大臣 濟みません、先ほど答弁をいたし損ねましたが、事業者負担を軽減するということを税金で見る、公費で見るということ的是非は、やはりきちんと論ずる必要があるんだろうと思つております。そのことについて、これが本当に正しいやり方なのか、また階委員と議論をさせていただきたいと思っております。

百三十万円の壁のお話でございますが、これが人手不足による供給制約を招き、更に物価が高くなつちやうんじやないのという問題意識であらざるかと思つております。

百三十万円の壁として、社会保険加入時の保険料負担の発生に伴う手取り収入の減少を回避する目的で就業調整をするという方がおられるることは事実でございます。しかしながら、物価動向に影響を与える要素は様々なので、そうした方がおら

れることが物価上昇につながるかどうか、これは一概に申し上げることができません。

私どもとして、いわゆる百三十万円の壁への対応につきまして、年収の壁・支援強化パッケージの活用に取り組むということをした上で、就業調整を行つておられる労働者の方々が希望に応じて働くことができるよう、働き方に中立的な制度を構築する観点から、被用保険の更なる適用拡大ということに向けまして、年金改正法の取りまとめをやつてまいりたいと思つております。

○階委員 働き控えへの対策は政府もやつてているという趣旨なんだと思いますね。

我々の案は、パネルの七を御覧になつてください。

これはかねがね御説明していますけれども、百三十万の壁を越えて手取りが減った分を給付で埋めることによつて、手取りを右肩上がりにして、働き控えを招くのではなくて働きがいを高めていくということをやろうとしているわけです。

政府は現在、支援強化パッケージでしたか、それ代わる新たな百六万の壁対策というのもやつていますね。これも私は不十分なものだと思っております。

⑧を質問します。

これは今の見直しをまとめたものなんですが、現状は、月収八万八千円以上、年収に直すと百六万円以上の、従業員五十一人以上の規模、結構大きな企業です、この企業で働く人が、週の所定労働時間が二十時間以上となると厚生年金などに加

入しなくてはならないということで、そこで保険料負担が生じて働き控えになつていて。これを改めて、将来的には、賃金水準や企業規模を問わず、週二十時間勤務すれば保険料負担が生じるようになります。お答えいただけますか。

○福岡国務大臣 まず、所要額については、軽減した御本人の保険料の一定割合を制度的に支援するということをございまして、その一定割合の、当該割合等の設計によりまして異なりますので、現時点において、その正確な、幾らということをお示しすることは困難であるというふうに……（

階委員「あらあらでもいいんですよ」と呼ぶ）

そういうことでいいますと、その一定割合、それが仮に、そもそも、全部、十割ということになると、軽減額は最大二百億円弱程度となるということをございます。その財源というものは保険料の中で行うということをございます。

○階委員 びつくりしましたけれども、さつき、保険料を政府が補填するのはおかしいと我々の法案についておつしやつてはいましたよね、総理。矛盾していますよね。こつちはいいんですか。総理、保険料を充てると言つてはいますけれども、矛盾していませんか。

○石破内閣総理大臣 先ほど来お話をしております厚生労働省の案は、公費で穴埋めをするものではありません。保険制度、保険料の中에서도ございません。保険料はみんながそれぞれのリスクに備えて納めているものを、一部の事業者の損失を穴埋めするために使う、これこそ公平性に反するんじやないですか。もつとまずくないです。総理、お

しうか。そして、その資金はどこから捻出するんでしようか。これは総理というよりも担当大臣の方がいいと思います。お答えいただけますか。

答えてください。

○石破内閣総理大臣 それは、公費で見るというこの方が私は公平を失するのだろうと思っております。それは、所得再配分という観点から見ました場合に、先ほど来申し上げている案は決して不合理なものだと考えておりません。

○階委員 普通に厚生年金、組合健康保険に入つて社会保険料を納めている働く人、あるいはそこで雇われている事業主さん、こうした方々は何の補填もなく保険料を納めていますよね。その保険料から一部の人のために保険料を補填に充てる、これはどう見ても不公平だと思うんですが。流用ですよ。おかしくないです。

○安住委員長 共助の考え方が違うんじゃないの。誰か、ちょっと整理して話をしなさいよ。

○福岡国務大臣 お答えします。

保険というのは、相互扶助の精神で賄われているものでございます。ですから、そういう意味でいうと、税金を納めている同じ保険制度の中、そこの中で行うということで、それは合理性はあるというふうに考えております。

○安住委員長 じゃ、階さん、今のことに対するどうですか。

○階委員 よく意味が分からなかつたというか、ちょっとこの制度設計が不透明なところが多過ぎるので、ちゃんと委員会で説明してください、資料を出して。それを、委員長、お願いします。

○安住委員長 これは理事会で協議します。

○階委員 だんだん時間も差し迫つてしまいりました。

我々の提案、資料七、パネル七。我々の案に対して、百三十万の壁を越える段階では、国民年金等に加入するので、事業主の社会保険料負担は生じない。ところが、百三十万円を超えて手取りをもつと増やそうと勤務時間を延ばしていくと、週三十時間を超えるところで厚生年金等に移つてまいります。そうすると、その段階で、働く人の手取りが減つたり、事業主の保険料負担が発生したりといった、さつきの二十時間の壁と同じような問題がいわば三十時間の壁として発生するのではないかという懸念の声が寄せられたことがあります。資料十一ページを御覧になつてください。しかし、御懸念には……

○安住委員長 間もなく時間が終わりますからね。

○階委員すぐ終わります。

御懸念には及びません。働く人については、国民年金等の保険料は全額自己負担なんですが、厚生年金に入れれば、手取りは、労使折半となるため保険料負担が減るので、基本的に減りません。事業主については、先ほどの資料五ページで説明した社会保険料の軽減措置を我々は考えていますので、事業主にも配慮している。人手不足の中で、短時間労働だった方が正社員と同等の時間を勤務してもらえることによって、社会保険料の負担が多少発生したとしても……

○安住委員長 時間です。

○階委員 事業主からは歓迎されると思います。以上によつて我々の案が妥当だと考えていてることを申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。